不祥事根絶に向けた県教育長メッセージ

昨年度来の教職員による度重なる不祥事発生、とりわけ今年度に入ってから 5月 25 日に公表した懲戒処分案件 4 件を踏まえ、不祥事根絶に向けた県教育長 メッセージを発表し、今後の取組についてご説明する機会とさせていただきます。新たな取組に関する調整に幾分時間を要しましたが、調整の目処がつきましため、このタイミングでの発信となりました。

さて、私は、教育の場において最も重視すべきことは、児童生徒が安心して学べる環境であること、また、保護者や地域の皆様から信頼される存在であること、そう考えております。これら2点は、県教育長としての私の使命でもあると、常に強く心に留めています。

県内の各学校では、日頃から多くの教職員が、児童生徒のために熱意を持って 教育に携わっています。また、校内から不祥事を根絶しようという強い意思のも と、不祥事研修を定期的に行い、コンプライアンス意識の向上に積極的に取り組 んでおります。私自身、その取組に頭が下がる思いですし、県民の皆様にも、ぜ ひこの点をご理解いただきたいと考えています。

しかしながら、昨年4月に私が県教育長に就任して以降、令和4年度は14件、本年度に入ってから現在に至るまで4件、計18件の懲戒処分を行っており、このうち特に、児童生徒等に関わる事案、具体的には、わいせつ行為、体罰、不適切な言動が、その18件中9件と半数に及んでおります。児童生徒、保護者をはじめ、県民の皆様の信頼を大きく損ねていることに対し、心からお詫びを申し上げます。

不祥事を起こした教職員それぞれが非違行為の理由として語る言葉を分析してみると、その中から浮かび上がるのは、ルールに関する知識が不足している、自己中心的な考え方をしているなど、個人としての資質あるいは意識に起因すると思われるものが少なくありません。県教委では昨年10月、それら不祥事の原因別分類として6つの類型をまとめました。今回改めて、これまでの被処分者の事案を振り返ってみますと、その6類型の根底に人権感覚、すなわち人権を尊重する感覚の欠如があると指摘せざるを得ません。

端的に表現すれば、人権とは「人間が人間らしく生きる権利」と言えます。学

校現場に即して言えば、人権尊重とは、子どもが「一人ひとりかけがえのない存在」として認識され、教職員と対等の人格・個性を持った一人の人間として尊重されることであります。こうした人権感覚の欠如から不祥事に至っている点に対して、これまで以上に重点を置いた対策が必要であると認識しています。

また、学校の組織や教職員の職務の特殊性に対する認識を持つことも大切だと考えています。学校組織は、他者の目が入りにくく、従来行われてきた学校の慣習や児童生徒の指導方法などが当たり前のように受け止められてしまうことや、教員と児童生徒の間は指導する者とされる者、あるいは評価する者とされる者という、権力の上下関係があることなど、一般社会とは異なる一定の特殊性があると認識しなくてはなりません。

こうした権力の上下関係に対する感覚の麻痺が、図らずも人権感覚の希薄化をもたらしているとも考えられ、また、児童生徒等に関する非違行為事案の多さとも無縁ではないものと捉えております。特に、授業や部活動などの場における体罰や不適切な言動は、支配的関係性のもとに、本来は教員が守るべき対象である児童生徒を逆に傷つけるという由々しき事態となっています。

私は、本年4月当初の校長会、市町教育長会等において、挨拶の末尾で特に、教員の暴言に対する注意を喚起しました。教員の暴言によって子どもたちの心が深く傷つくだけでなく、子どもたちの学びの安全・安心が著しく脅かされることから、暴言や不適切な言動などに対して迅速に対応するよう求めたところであります。言葉による暴力である不適切な言動は、まさに人権感覚の欠如が招くものであり、体罰とあわせ、重点的な対策を進めてまいります。

大多数の教職員は、常に自身の人権感覚を磨き続けると同時に、児童生徒の健全な人権尊重の精神の涵養を図るため、地道な取組を重ねていると思います。その上で、学校の組織や教職員の職務には一定の特殊性が存在することを改めて強く心に刻み、日頃から管理職や同僚との間で困り感を吐露したり、気軽にアドバイスし合ったりできるような、風通しの良い職場環境づくりが必要です。

私自身、不祥事の根絶に向け、不退転の決意と強いリーダーシップで事務局を 指揮して参ります。また、各学校が内発的動機をしっかりと明確化したうえで取 組を進めるよう、所管する県内の全校長に対して、私自身からこれまで以上に強 く働きかけます。県と学校が連携して信頼を再構築していくため、教育委員会と して、これまでの取組に加え、以下の3点に重点を置いて取り組みます。 まず、1点目です。不祥事を他人事としない取組の強化です。昨年11月に開始した不祥事の原因別分類6類型を活用した小グループによる話合い、いわゆるグループディスカッションに関しては、教職員個人の意識改革だけでなく、心理的安全性を確保し、チーム意識の高揚にも有効であるとの意見が学校から多く寄せられています。そこで、この6月から7月にかけてのコンプライアンス推進月間開始に際し、小グループによる話合いが効果的に行われている学校の事例を、県内の全校に紹介いたしました。6類型を活用したグループディスカッションは、セクハラ・わいせつ事案など様々な不祥事案件の背景や構造を理解し、自分事として捉えることにつながる効果的な研修であることから、県内の学校での好事例を踏まえたうえで、昨年度作成した「教職員のためのハラスメント対応ブック」も十分に活用しながら、各学校において重ねて実施するよう求めます。

また、昨年度県教育委員会で作成した「令和5年度静岡県人権教育の手引き」には、教職員の人権感覚チェックシートや人権教育推進体制に関するチェックポイントが掲載されています。これらの資料も活用しながら、いわば昨年度の第1ループをベースに、さらに第2ループとして発展した形で少人数でのグループディスカッションを継続して進めてまいります。

2点目は、体罰や不適切な言動の根絶に向けた新たな取組です。教職員が誤った知識を基にして体罰や不適切な指導を行うことがないよう、専門的な知見や他自治体の先進事例を踏まえた上で、年内に体罰や不適切な言動に焦点を当てた新たなガイドラインを定めます。さらにそのエッセンスをまとめたリーフレットを作成し、教員や児童生徒のみならず保護者や県民の皆様など、学校内外に広く周知してまいります。

また、今年度は、部活動における体罰や不適切な指導の根絶に向け、学校の垣根を越えた取組に着手します。同じ競技種目の部活動顧問が集まる会合の場等を活用して学校横断的な取組を展開するため、学校体育団体等と連携して対策に取り組むべく先日すでに申入れを行い、高体連をはじめとした各団体からご快諾をいただきました。近日中に県教育委員会に各団体の代表者にご参集いただいて、私自身が主宰する形で取組について具体的に検討する機会を持ちます。実施時期や実施方法については各団体で詰めていただくことになりますが、私自身としては、学校での取組と同様、小グループでのディスカッションを年度内に実施していただくよう、呼びかけをしていきたいと考えています。

3点目は、アンガーマネジメントに関する研修の実施です。既にお知らせしましたとおり、アンガーマネジメントは、衝動的な行動を抑止するために効果的であることから、有識者による指導・助言を得て、研修コンテンツを作成し、9月

を目途に、まず管理職などを対象にそのコンテンツを活用した研修を実施いたします。その上で、効果を検証しながら、今年 12 月のコンプライアンス取組強化月間において、学校単位で小グループでの話合いを活用したアンガーマネジメント研修を展開いたします。各学校での研修成果を県教委で集約し、来年度は県内の学校に集約結果を周知して、さらに研修の成果を高めてまいります。

私の思い、また今後の取組については、6月26日に県立学校・市立高等学校の臨時校長会、および翌6月27日に市町教育長会・校長会を通じて、県内の学校への徹底を図ってまいります。

県教育委員会といたしましては、各学校と一丸になって取り組み、優れた取組 を全県に広め、不祥事根絶を実現してまいります。

> 令和5年6月16日 静岡県教育委員会教育長 池上重弘